

## 「地域情報プラットフォーム標準仕様書(APPLIC-0008-2009)」の公開について

平成 21 年 7 月 29 日

財団法人全国地域情報化推進協会

当協会では、「i-Japan 戦略 2015」(2009 年 7 月 6 日 IT 戦略本部策定)において提示された「国民に開かれた電子政府・電子自治体」の実現を目指し、当協会の技術専門委員会(委員長:齊藤忠夫 東京大学名誉教授)において、官民の連携による高付加価値サービスの提供を可能とする標準仕様である「**地域情報プラットフォーム標準仕様書(APPLIC-0008-2009)**」を取りまとめ、公開いたしました。

本標準仕様に準拠したシステムを活用することにより、地方公共団体における IT 調達コストの低減と業務の効率化が期待でき、また、民間システム等の標準化への波及により、地方公共団体とのシステム間連携が可能となり地域・団体を越えたサービスの高度化が期待できます。

### 1 背景

2009年7月6日に、IT戦略本部により新たに策定された「i-Japan戦略2015」では、将来ビジョン及び目標として、「2015年までに、デジタル技術による「新たな行政改革」を進め、国民利便性の飛躍的向上、行政事務の簡素効率化・標準化、行政の見える化」を実現し、それにより「国民に開かれた電子政府・電子自治体を実現する」とされています。そのための方策の一つとして「地域情報プラットフォームを活用した国及び地方の連携のための基盤システムの整備等を促進すること」と提示されています。

このように、国・地域を中心とした様々な行政サービスの連携を実現する新たな基盤として、地域情報プラットフォームが位置付けられています。

IT新改革戦略(2006年1月19日 IT戦略本部策定)からの流れを汲むこれらの情報化政策の中において、当協会では、2008年度には、SOAの考えに基づき、地方公共団体内の各種業務システムの連携、地方公共団体間の連携、および地方公共団体と民間機関の間のサービス連携まで包括した「地域情報プラットフォーム標準仕様書V2.1」をリリースしております。

今般、その中に、地方公共団体の防災業務におけるGtoG(市町村-都道府県-国との間)で必要とすべき災害情報の共有・連携を実現するために、防災データと提供インタフェースを規定した、「防災業務アプリケーションユニット標準仕様V1.0」を新たにリリースいたします。

併せて、法改正へ対応した「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V2.1」、相互接続確認仕様を強化した「地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様V2.2」、およびGIS情報の提供インタフェースを強化した「GIS共通サービス標準仕様V2.1」をリリース(リビジョンアップ)いたします。

これらに加え、「アーキテクチャ標準仕様V2.0」、「プラットフォーム通信標準仕様V2.0」、および「地域情報プラットフォームガイドラインV2.1」を合わせて、「地域情報プラットフォーム標準仕様書(APPLIC-0008-2009)」として、今回新たにリリースいたします。

## 2 概要

地域情報プラットフォーム標準仕様書(APPLIC-0008-2009)は下記の内容で構成されています。

### アーキテクチャ標準仕様 V2.0

全体構成・要素及びその要素の機能・基本要件に関する標準仕様。

地域情報プラットフォームの全体構造を定義するとともに、ワンストップサービスなどを実現するための機能要件を定めたもの。

### プラットフォーム通信標準仕様 V2.0

通信手順・方式（プロトコル）に関する標準仕様。

SOAP を基本とした SOA の考えに基づく連携のための通信仕様。

また、ワンストップサービスを実現するための認証・認可の仕組みなどを定義。

### 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様 V2.1

業務ユニットの構成単位、データ、及びインタフェースに関する標準仕様。

地方公共団体で利用されている主要 26 業務について標準化したもの。また、ワンストップサービスを定義するための考え方や手法を提示。

### 防災業務アプリケーションユニット標準仕様 V1.0

防災情報共有ユニットの構成単位、データ、及びインタフェースに関する標準仕様。

災害時に、災害情報を防災情報システムに登録・蓄積することにより、地方公共団体間での災害情報の共有・連携を実現するため、「データ標準仕様」を定義。

### 地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様 V2.2

標準仕様への準拠の確認及び準拠製品の相互接続の確認に関する標準仕様。

製品ベンダは、本仕様に基づいて APPLIC へ準拠登録の申請を行い、本仕様に基づいて、準拠登録製品同士の相互接続性を確認する。その結果を APPLIC へ提示し、その結果は APPLIC から公開。

### GIS 共通サービス標準仕様 V2.1

G I S（地理情報システム）共通サービスの全体構成及び要件に関する標準仕様。

特に地方公共団体内で利用される住所などの位置情報を地図上にプロットして利用可能とする。

### 地域情報プラットフォームガイドライン V2.1

地域情報プラットフォームを導入する自治体向けに参考となる調達・構築に関する指針をまとめたもの。また、各種の技術解説や、ワンストップサービスを定義する際の分析手法やサンプルを提示。

### 3 今後の予定

地域情報プラットフォームの普及促進に関しては、当協会にて、「準拠登録申請」および「相互接続確認」の2つの活動を進めて参ります。

「準拠登録申請」については、業務システムを提供する製品ベンダが「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠した製品を、当協会へ登録申請する制度であり、2008年11月より開始しております。2009年7月末時点にて、すでに13社の製品を登録頂き、当協会のホームページにて公開しております。

「相互接続確認」については、その準拠登録済みの製品同士を、製品ベンダの協力により実際に実機を用いて接続テストを行う制度であり、その実施結果を当協会のホームページにて公開するものです。本制度は、本年度より正式に実施する予定です。

上記の2つの活動をもって、地域情報プラットフォームに準拠した製品に関する情報を広く公開し、それが、製品ベンダにとっての情報提供（アピール）の機会、また調達者である地方公共団体にとっては、同プラットフォームの導入を検討する際の参考情報として利用頂くことで、地域情報プラットフォームの普及促進を図って参ります。

また、昨年度に引き続き本年度も、総務省において「地域情報プラットフォーム推進事業」の実施が計画されています。

この事業は「ITによる地域活性化等緊急プログラム」（2008年2月19日 IT戦略本部策定）に選定されているものであり、「重点計画-2008」（2008年8月20日 IT戦略本部策定）においても、「地域情報プラットフォーム標準仕様」を活用した実証実験として取り組むことが提示されています。

今回公開する「地域情報プラットフォーム標準仕様書(APPLIC-0008-2009)」は、本事業の基礎となるものであり、当協会は本事業の推進に積極的に協力するとともに、この結果をうけて適宜、同標準仕様書の改版・強化に当たる所存です。

以 上

**【本件に関するお問い合わせ先】**  
財団法人全国地域情報化推進協会  
(担当：小原、武藤、坂本)  
電話：03-5251-0311  
FAX：03-5251-0317  
e-mail：info@applic.or.jp